

兵庫県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画の報告について

平成30年6月18日
兵庫県後期高齢者医療広域連合

兵庫県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づく平成29年度の取組実施状況について、以下のとおり公表する。

1. 数値目標について

平成30年3月31日現在

NO.	計画内容	実施状況
①	平成32年度までに、平均超過勤務時間を14時間未満にする。	平成29年度の平均超過勤務時間は9.5時間となっている。
②	平成32年度までに、全職員の年次休暇の取得日数を13日以上にする。	平成29年度の一人当たりの年次休暇取得日数は、11.7日となっている。

2. 取組について

NO.	計画内容	実施状況
(1) ①	毎週水曜日を定時退庁日とし、管理職員が各職員に早期退庁を奨励するとともに率先垂範し、所属職員が定時退庁できるように努める。	定時退庁日を設定し早期退庁を奨励するなど、左記の取組に努めている。
(1) ②	超過勤務の縮減に向け事務の効率的な執行に努めるとともに、被保険者数の増加に伴って必然的に増加する業務量に対応するための体制の充実を図る。	超過勤務は原則として事前申告を必要とするなど、左記の取組に努めている。
(2)	各所属で年間業務スケジュールを策定し全職員がそれを共有するなど、計画的に年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、管理職員が率先垂範することにより年次有給休暇を取得しやすい雰囲気の醸成を図る。	管理職員が年次有給休暇の取得を率先垂範し、職員にも随時取得の推奨を行うなど、左記の取組に努めている。